　全Ｌ協保安・業務Ｇ３第２１３号

令和４年３月１４日

正　会　員　各位

（一社）全国ＬＰガス協会

建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（お願い）

標記につきまして、経産省ガス安全室より別紙のとおり当協会に会員への周知依頼がありました。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては関係者に対し、下記の事項をご周知くださいますようよろしくお願いいたします。

なお、本件につきましては、同安全室より別紙に記載のとおり関係省庁及び関係団体に対しても協力要請がされております。

記

【経産省からの周知事項】

・建設工事等事業者に対し、建設工事等を実施する前には必ず、ガス管等について液化石油ガス販売事業者等に照会及び確認するとともに、ガス管を見つけた場合には必ず、液化石油ガス販売事業者に連絡すること等について、周知を行うこと。

・必要に応じて建設工事等の実施に立ち会うこと。

・供給管及び配管の工事を行う際は、事故防止のため、次の点を確認すること。

①　工事事業者が特定液化石油ガス設備工事事業届出を行っているか。

②　工事事業者が液化石油ガス設備士免状を有する者か、法定講習を適切に受講しているか、及び工事作業時に免状を携帯しているか。

※別紙に記載されている経産省ホームページのＵＲＬは、以下のとおりとなりますので、ご確認いただけますよう、よろしくお願いいたします。

【経産省ホームページ掲載アドレス】

<https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/03/20220304-01.html>

以　上

発信手段：Ｅメール

担当：保安・業務グループ　瀬谷、北邨、橋本